



緊急医療保険契約

本契約をよくお読みください

本保険は突然の予測不可能な状況により生じる損害の補償を目的として設けられています。本保険の保障には、特定の除外事項および免責事項が適用されます。これには、お客様の保障開始日前の3カ月以内に存在し、かつ不安定であった健康状態、治療、および症状などの既存欠陥の除外を含みますが、これには限りません。

本文書は、お客様の保険へのご加入および保険料全額のお支払いをもって、契約となります。

10日間検討する権利（クーリングオフ期間） お客様の保険契約をよくお読みになり、保障内容をすべてご確認ください。ご不明な点については、GuardMeにお問合せください。お客様が本国をまだ出発しておらず（または、カナダ人で、既にカナダへ帰国された方）、手続中の保険金請求がなく、本保険の購入後10日以内の場合は、本保険契約を解約し、全額払戻を受けることができます。

用語とその意味

本契約およびその改訂版において、以下に掲げる用語は太字で示され、その意味は、次に定める通りとします。

「事故/偶発的」： 保障期間中に、被保険者に身体的な傷害をおよぼす、直接かつその他のあらゆる原因から独立して起こる、突然の、予期しない、予測不可能な、避けられない外来の事象のことです。

「申込書」： 本契約に基づく保険に申し込むために、お客様が記入の上提出する弊社指定の書式のことです。申込書は保険契約の一部を構成し、その用語の一部は申込書内または本約款の「用語とその意味」の項において定義されています。

「最大給付金額」： 各給付に対し支給可能な限度額として記載される金額のことで、保障期間中に受領されるサービスに適用されます。365日以内に発行される保険契約の件数に関わらず、以下の条件を満たすまで、保険の最大給付金額は次の保障期間には更新はされません。

- お客様が購入した原契約の保障開始日から365日経過したか、またはその後各年の契約当日。
- 初回保険契約の保障期間の保障開始日から365日以上経過した場合、新たな保障期間の保障開始日。

「請求代行会社」とは、guard.me International Insurance「GuardMe」を運営するTravel Healthcare Insurance Solutions Inc.を意味します。

「補装具」： 身体機能を損なう障害を矯正するため、医師の助言によりお客様が必要とする装具で、それなしでは、お客様が在籍する教育機関で、お客様が勉強を続けることや、お客様が教員として任務を果たすことが身体的に不可能となる可能性のあるものを指します。「補装具」には、義肢、車椅子、盲導犬、および補聴器が含まれますが、眼鏡は含まれません。

「保障額」： 本書記載の緊急給付金を指します。この保障額は全世界で有効ですが、本国以内での保障額には制限があります。「小旅行」または「本国における保障 - カナダ人」（「給付金」を参照）、および免責事項の6をご参照ください。

「保障期間」： お客様が本保険契約により被保険者である期間をいい、保障開始日の午前00時01分から、(a) 申込書記載の保障終了日または (b) 本保険契約の延長期間の終了日の午前00時00分までを指します。お客様が「小旅行または本国における保障 - カナダ人」（「給付金」を参照）以外理由でお客様の本国に帰国された場合、保障はお客様の本国帰国の日付で終了します。最長保障期間は、保障期間が延長される場合を含み、保障開始日から連続365日間です。

「歯科医」： 歯科医療サービスが実施される場で合法的な免許により歯科医療を行う有資格の歯科医師のことですが、被保険者または被保険者の親族は含まれません。

「保障開始日」： 本契約に基づくお客様の保障が開始される日付のことです。(a) 所定の保険料の支払完了時、(b) お客様がお客様の申込書に記載した希望開始日、または (c) お客様がお客様の本国を出発した日、または (d) 本国に戻るカナダ人の場合、お客様がカナダに戻る日のうち、最も遅い日時に保障が開始されます。

「有資格者」とは、学生、教員、教師、付き添い、教育/ビジネス/文化交流の参加者として、本国以外を旅行する65歳未満の人（またはカナダに帰国するカナダ人）、および被保険者の配偶者、両親、15歳以上19歳未満の扶養家族を指します。

「緊急」： 保障期間内に初めて発生した予期せぬ疾病または傷害で、急性の痛みおよび苦痛を緩和するために応急の診療を要する場合を指します。

「本国」： 被保険者が永住する国のことです。

「病院」： 主に入院により患者を治療し、治療を提供している管轄区域において病院として認可を受けており、正看護師または学士看護師による看護サービスを1日24時間提供し、1日24時間診療可能な医師1名以上を含む人員を有し、診断および外科手術の施設が整備さ

れており、レントゲン検査設備および手術室の設備を管理しており、主たる機能がクリニック、養護施設、介護施設、病後療養所または同様の施設ではなく、かつ、付随的なサービス以外のアルコール依存症または薬物乱用の治療を目的とする場所ではない施設を指します。

「一時居住者」： 本国がカナダ国外であり、一時的にカナダに居住している有資格被保険者のことです。カナダ国内の州間旅行は補償対象に含まれます。

「傷害」： 保障期間内に初めて発生した事故による被保険者への身体的危害のことです。

「被保険者」または「お客様」： 本契約に基づき保障を受けるために申込書を提出し、それに伴う保険料を支払い、弊社の保険事務代行会社による確認書または有効な保険契約のHealthcare Access Card（医療アクセスカード）が発行され、保障が承認された全有資格者のことです。

「保険会社」、「弊社」または「弊会社」： オールド・リパブリック・インシュアランス・カンパニー・オブ・カナダ（Old Republic Insurance Company of Canada）のことです。

「診療」： 医師または有資格の医療補助員が提供する医学的な助言、診察、治療、サービスまたは診断のことです。

「医療上必要」： お客様に提供されるサービスもしくは供給品のうち、お客様の緊急の疾病または傷害の特定または治療に要され、急性の痛みや苦痛を緩和する、もしくはお客様の緊急の疾病または傷害を特定または治療するために必要であるもの、あるいは、病院が提供するサービスのうち、外来診療として安全にお客様に提供することが不可能なサービスもしくは供給品を指します。

「薬剤」とは、緊急の傷害または疾病の治療もしくは緩和のために医療上必要とみなされ、かつ医師または歯科医の処方によってのみ利用できる薬のことです。

「医療補助員」： カイロプラクター、整骨医、自然療法医、鍼師、足治療医、または足病医のサービスを提供するために必要な業務上の法的要件を満たし、かつ被保険者または被保険者の親族を含まない者のことです。医師の紹介は必要ありません。

「保険事務代行会社」とは、guard.me International Insurance「GuardMe」を運営するTravel Healthcare Insurance Solutions Inc.を意味します。

「医師」： 医療サービスが実施される場で合法的な免許により医療を行う有資格の医師のことですが、被保険者または被保険者の親族は含まれません。

「精神科医」： 精神科医療サービスが実施される場で合法的な免許により精神科医療を行う有資格の精神科医師のことですが、被保険者または被保険者の親族は含まれません。

「精神分析医」： 精神分析医の医療サービスが実施される場で精神分析治療を行う、法律に基づく免許を持つ精神分析医を指しますが、被保険者または被保険者の親族は含まれません。

「合理的かつ慣例的」： 治療対象の緊急の症状の重症度に見合う適切な診療を提供するための治療、サービスまたは供給品に対し、現地において通常請求される金額のことです。

「疾病」： 本保険の有効期間中に初めて突然発症し、お客様が緊急に診療を求めのに十分な重篤度である疾患または病気ののことです。

「保障終了日」： 本契約下のお客様の保障が終了する日付のことです。保障は、(a) 申込書に記載の保障終了日または (b) 本保険契約が延長された場合は当該延長期間の終了日のいずれかの日付のうちより遅い方で終了します。お客様が「小旅行または本国における保障 - カナダ人」（「給付金」を参照）の規定以外の理由でお客様の本国に帰国された場合、保障はお客様の本国への帰国日で終了します。

保険規約

弊社は、有資格の被保険者が保障期間中に緊急の傷害または疾病を被った場合、合理的かつ慣例的な発生費用を対象に、本保険契約に定める契約条件、除斥期間、免責事項などの条項に従い、本契約に定める給付金をお支払いします。ただし、該当給付金の**最大給付金額**または**最大保障金額**2,000,000ドルのいずれかのうち、より低い金額を上限とします。本保険契約は全てカナダドルで記載されており、最大給付金額は、特に記載のない限り、**保障期間内**の**被保険者一人あたり**の金額です。**保障開始日**の時点で、**被保険者は、保障期間中に医療関連費用が発生する可能性のある既存の医学的状態を一切認識していないことが、本保険契約による保障の前提条件です。**

給付金

本契約における給付に免責額は一切適用されません。給付は、**保障期間中に提供されたサービスに対する合理的かつ慣例的な費用な料金に基づき、その他の記載がある場合を除き、最大給付金額を上限とする給付金が支給されます。保障開始日後に初めて発症した補償可能な初発の医学的状態の治療に要する下記の各医療サービスに対し、お客様の保険は合計で2,000,000ドルを上限とする給付金を補償対象に含みます。当該の医療上必要なサービスには、当初の緊急事態が収まり、症状が安定するまでの合理的な経過観察来院、検査および手術が含まれます。**

病院サービス・医学的な理由で病院に入院した際の準個室入院費ならびに投与薬を含むその他の必要なサービスおよび供給品に対し**病院が請求する料金**。日数の制限はありません。医学的に必要であることが**請求代行会社**により判断および承認された場合には個室入院費。例外的な入院を対象とする給付（下記参照）、**緊急の入院または外来診療時の診療費**、ならびに麻酔薬または血液製剤とその投与についての費用。**外科手術には請求代行会社の書面による事前承認が必要ですが、処置が遅れることにより生命に危険が及ぶ場合はこの限りではありません。**

医師診療報酬・医療サービスまたは診療に対し**医師が請求する料金の全額**。

精神科診療料・緊急事態の発生後に入院患者として**精神科医のサービス**を受けた場合、精神科医のサービスに対し別途請求される料金を対象に、**終身支給限度額10,000ドルまで**が支給されます。精神科の外来診療に関しては、下記の「**精神療法について**」をお読みください。

例外的な入院を対象とする給付金・自殺、自殺未遂、自傷行為、精神もしくは感情障害（ストレス、不安、パニック障害、うつ病、摂食障害/体重の問題を含みますがこれらに限定されません）、または精神科治療のために**お客様が入院された場合、お客様が入院中に上記のいずれかの結果を受けた診療（精神科のものを含む）の費用を、50,000ドルを限度に給付します（終身限度額）。**

精神療法・精神科と心理カウンセリングの外来診療に対し、**最大給付金額は1,000ドルを上限とします。**

レントゲン検査、臨床検査、および診断検査・当該検査サービスに関わる技術料および読影料。**磁気共鳴画像（MRI）およびコンピューター体軸断層撮影（CAT）を含むがこれらに限定されない高額な診断検査に関しては、いかなる場合も請求代行会社の書面による事前承認を必要とします。**

処方箋医薬品・入院中の病院内での処方を除き、いづれか1種類の30日分の用量に制限されます。

付き添い看護・被保険者、被保険者の親族、または担当医師から指示を受けた時点で**被保険者と普段同居している者**によるサービスを含まない、正看護師、准看護師または在宅介護ヘルパーのサービスに対し**最大給付金額15,000ドルまで**。

理学療法および言語療法・理学療法士または言語療法士により請求される料金に対する**最大給付金額は、入院中にサービスが提供された場合を除き、上限1,000ドルまで**。

医療器具と医薬品・補償の対象となる**疾病や傷害の治療の結果必要となるものだけに支払われます**。包帯、補装具を含む医薬品の購入や、車いす、松葉づえ、病院型ベッドやその他の器具で購入価格よりも安価なレンタル料金。**最大給付金額200ドルまで**の処方箋メガネやコンタクトレンズ、または**最大給付金額300ドルまで**の補聴器。**最大給付金額300ドルまで**のオーダーメイドの矯正具、または**最大給付金額800ドルまで**のオーダーメイドの膝装具。

緊急搬送・医療上必要な場合の最寄りの病院への認可を受けた救急車のサービスの費用全額。担当医師の指示がある場合の**病院間の緊急搬送（使用料を含む）**。または、保険対象の診療に際して**病院または診療クリニックへの往復のタクシー料金を上限100ドルまで**。

医療補助員のサービス・レントゲン検査を含む全サービスを対象として、**医療補助員（カイロプラクター、整骨医、自然療法医、鍼師、足治療医、または足病医）1名あたり最大給付金額500ドルまで**。

事故後の歯科診療・事故による口への打撃が原因の**傷害**により発生する、自然歯または永久的に取り付けられた人工歯の修理または交換のための**緊急歯科治療**に対し**最大給付金額4,000ドルまで**。ブリッジおよび義歯床を含む人工歯の緊急修理に対し**最大給付金額500ドルまで**。治療は、**事故後90日以内**に実施されなければなりません。咀嚼く事故または口腔内に物を入れたことを原因とする**傷害**により発生した費用は支給対象外です。

緊急歯科治療・(a) 埋伏歯の抜歯に対し1歯あたり**最大給付金額100ドルまで**、または (b) 連続6か月を保障する保険が購入されたとき、**痛みおよび苦痛の応急緩和のために**行う根管治療および親知らずの治療を含む**緊急歯科診療**に対し、**最大給付金額600ドルまで**が支給されます。

いぼ治療・いかなるタイプのいぼの治療に対し、**最大給付金額500ドルまで**。

妊娠保障・本契約の**保障開始日**後に妊娠が開始し、妊娠による重篤な合併症があるとき、**最大給付金25,000ドルまで**が保障されます。つまり、少量出血、超音波検査、妊娠糖尿病検査を含む血液・尿検査を含むがこれらに限定されない妊娠の通常症状は、前記の重篤な合併症に含まれません。

定期健康診断・少なくとも連続する6か月間を保障期間とする保険を購入した場合、カナダの医師による緊急以外の診療やそれに追随する検査（複数可）および経口避妊薬の処方などの1回について、**弊社は最大給付金額150ドルを支給します**。

眼科検査・連続6か月間を保障する保険が購入されたとき、カナダ国内で有資格の眼科医により実施される緊急ではない眼科検査に対し**最大給付金額100ドルまで**が支給されます。注: **眼鏡およびコンタクトレンズの費用は補償対象に含まれません**。

小旅行・カナダ国外への旅行（お客様の**本国**への旅行を除く）は、(a) カナダ国内での滞在が**全保障期間の50%を超えること**、かつ (b) **アメリカ合衆国への旅行は旅行1回につき30日以内に制限されることを条件とした上で補償されます。本国滞在中の発生費用は給付対象外です。ただし本国への旅行の目的が教育機関主催のスポーツ試合または課外活動への参加であることが明らか**な場合、または「**本国での保障 - カナダ人の保障**」（下記参照）による請求は除きます。

本国における保障 - カナダ人・カナダに帰国するカナダ人の場合、**保障期間の間、各州の医療が受けられるようになるまで、最長90日間の保障**が受けられます。

AccessAbility（障害者支援） - 補装具の欠陥、不具合および盗難に対する保護・本契約が有効な期間中に、**お客様が必要とする補装具が盗まれ、回収されなかった場合、または、本保険のお客様の保障期間中に不具合または欠陥が明らかになり、お客様が必要とする補装具が使用不可能となった場合、弊社はお客様の補装具の交換または修理に対し最大給付金額1,000ドルまで**を支給します。メーカー保証の対象である欠陥および不具合は**弊社の補償対象外**です。

トラウマ（心的外傷）カウンセリング・被保険者が「**喪失項目一覧**」に記載される損傷（死亡を除く - 以下を参照）を被った場合、**保障期間中の事故発生日から90日以内に、弊社は6回**までのトラウマカウンセリングのセッション料金を支給します。

事故による死亡および四肢喪失・補償対象の**事故、傷害、疾病**または**事象**により、**被保険者が死亡に至るか恒久的な障害を被った場合、保障期間中の事故発生日から90日以内に、弊社は最大給付金額50,000ドルまで**を以下の「**喪失項目一覧**」に基づき支給します。同一の**事故**に対して**弊社への保険金請求の合計額が1,250,000ドルを超えた場合、当該事故に対する弊社の責任は1,250,000ドルに限定され、当該の金額はGuardMeの下で保険の適用を受けている全請求者に対し比例配分**されます。給付金は**被保険者**に支給されます。**被保険者が死亡した場合には、被保険者が指定した受取人に給付金が支給されます。被保険者により受取人が指名されていない場合には、以下に示す優先順位に従って生存中の受取人に給付金が支給されます:**

1. **被保険者の配偶者**
2. **被保険者の子供、複数人の場合は共同で**
3. **被保険者の両親、共に存命の場合は両親共同で、どちらか一方のみ存命している場合はその親**
4. **被保険者の兄妹姉妹、共同で**
5. **被保険者の遺産財団**

喪失項目一覧

死亡.....	50,000ドル
2箇所以上の四肢喪失.....	50,000ドル
両眼の失明.....	50,000ドル
1箇所の四肢喪失および片眼の失明.....	50,000ドル
1箇所の四肢喪失.....	25,000ドル
片眼の失明.....	25,000ドル

「四肢の喪失」とは、手足の切断や、手首や足首の関節の上部からの切断、または完全に回復不可能な麻痺のことです。「失明」は完全に回復不可能でなければなりません。

失踪 - 被保険者が失踪し、相応な期間が経過した後に、当該の被保険者が身体に負った傷害により死亡したと考えることが合理的である場合、**死亡給付金が支払われますが、後にその考えが誤りであったことが判明した場合には、当該の死亡給付金を弊社に返還すると確約書に署名**することを条件とします。

曝露 - 避けられない悪天候にさらされたことにより発生した**被保険者の傷害**は、**身体の傷害とみなされ、上記の喪失項目一覧に基づき給付金が支給されます**。

公共交通機関 - (a) あらゆる種類の公共交通機関、または (b) 航空機もしくはヘリコプターの定期便に有料の乗客として搭乗中に生じた**傷害**により**被保険者が死亡した場合には、給付金は100,000ドルに増します**。

下記の給付金は、請求代行会社の事前の承認がある場合に限り保障対象となります。以下の各送付料金の給付に関し、保障期間中に支給可能な最大給付金額の上限は合計300,000ドルです。

航空機による移送・お客様のを最寄りの病院、またはお客様の**本国の病院**に搬送する費用において、**医療上必要な場合、次のいずれかが適用されます。**

- a) 適格な看護補助者（親族以外）の戻り便のエコノミー運賃および看護補助者関連の料金および費用を含む通常定期便の担架料金
- b) 適切な設備を備える航空救急用航空機による搬送のための、適格な乗員の関連料金および費用を含む料金

航空便または乗継航空便の発着地点の地上救急車の費用を含みます。選択された移動手段が**被保険者**により**医療上適切であること**を担当医師が認定する必要があります。

家族の旅費および特別手当・**本国外にお客様が滞在中、お客様の居住地から500キロメートル以内にお客様の家族が1人もおらず、お客様が入院し、お客様の入院が7日以上継続**することが予想される場合、または**被保険者が死亡した場合には、弊社はお客様の入院先に訪れる者としてお客様が指名した2名の往復運賃を支払うものとし、その際は最短の経路で**購入可能な最低運賃を上限5000ドルまで支給します。また、**弊社は、当該の2名の商業宿泊施設における宿泊料金および食費を、最長10日間分、上限1500ドルまで**支給します。

給付金（続き）

訪問を要するほど深刻な状況であることを担当医師が認定する必要があります。料金請求書および領収書をすべて請求代行会社に提出してください。

死者の本国送還または埋葬・被保険者が保障期間中に補償される**傷害、疾病の結果死**に至った場合、弊社は次のいずれかを支給します。(a) 被保険者の遺体の準備と、標準輸送コンテナで被保険者を本国に輸送するための合理的かつ必要な費用を上限15,000ドルまで。または(b) 遺体の準備、火葬または埋葬、および死亡した現地における埋葬地の費用を上限5,000ドルまで支給します。棺、骨壺、墓石または葬儀の費用は除外されます。

免責事項

弊社は、以下の事項より、直接的または間接的に発生した費用は支給しません。

- 既存欠陥とは、**保障開始日**直前の3カ月間に、兆候があったか医学的な助言や検査（確定診断以外も含みます）を要した**症状、医師またはその他の医療従事者によるなんらかの診療**を要した**症状**、もしくは**保障開始時に費用の発生が合理的に予想できる症状**が認知されていたか存在していた**疾病、傷害**またはその他の状態を意味します。以下は、既存の症状を除外する目的上、**診療とはみなされません**：
 - 薬物療法を継続的に行っており、薬や量や使用方法が変わらず、それらが**医師**やその他の医療従事者によって処方されたものであること。
 - 医師**やその他の医療従事者による検診の際、以前に記録された状態、症状、問題が悪化していないこと。
- 慢性的な**疾病**または病状の安定を維持するために提供されるあらゆる治療を含め、選択的であるか**緊急**ではない**診療**。薬剤の再処方のための診察、通常の治療計画の一環として行う検査もしくは診察、先天性または遺伝性の疾患や症状の治療、痛みや苦しみの応急の緩和に必要とされる治療、または**被保険者が本国に帰国するまで延期するまで合理的に可能な治療のための来院**を含みます。（ただし、これらが**定期健診と眼科検診**下で提供される場合は除く）。
- 緊急診療後、請求代行会社から被保険者に対し本国に帰国するよう要請があった場合の、傷害または疾病のその後継続される治療**。救急搬送されたか、帰国を要請された後に、**被保険者**がカナダ国内に戻り、同じ保険契約年内に勉強または教職を再開した場合、**本国**への帰国の理由であった**疾病**または**傷害**に対し、支給可能な給付金は最大10,000ドルに限定。
- 一般に処方なしで入手可能な薬剤（アセトアミノフェンまたは風邪薬・アレルギー薬等の一般市販薬を含みますがこれらに限定されません）、排卵誘発剤、避妊薬、勃起不全薬、育毛剤、禁煙のための薬、ワクチン、予防接種または注射、ビタミン剤もしくはサプリメント、または予防および維持を目的として投与される薬。
- 補償対象の**傷害**により発生した場合を除く、形成外科手術または美容整形手術。既存の人工装具の交換、除去、または修理（ただし矯正装置に対する給付により支給される場合は除く）。
- 保障期間外**または**お客様の本国滞在中に発生した費用**（「**小旅行または本国における保障 - カナダ人**」による給付金は除きます）。**保障期間中**に**お客様の本国**において受けた**傷害**による医療サービスまたは治療、もしくは**本国**で発症したか診断や治療を受けた**疾病**。
- 通常の妊娠、通常の出産、人工妊娠中絶
- ヒト免疫不全ウイルス（HIV）や、後天性免疫不全症候群（エイズ）や、エイズ関連症候群（ARC）
- 自殺、自殺未遂、自傷行為、精神または感情の疾患（ストレス、不安、パニック障害、うつ病、摂食障害・体重の問題を含むがこれらに限定されない）、または精神科治療、（「**例外的な入院の給付金**」、「**精神科医診察料給付金**」、「**精神療法給付金**」の各項目に記載されている内容を除く）。
- 薬剤、違法薬物、アルコールなどの悪影響を受けたか、正常な能力が減退した状態での**お客様の行動**に起因するもの。また、薬物やアルコールの誤用や濫用に関連する医療請求。
- 乗り物によるレース競技や、パラシューティング、スカイダイビング、ハンググライディング、バンジージャンピング、洞窟探検、登山、岩登りもしくはクリフクライミング、もしくはスキューバダイビング等のプロスポーツまたは危険な活動への参加。
- 各種航空機の操縦または非商用の航空機に乗客として搭乗した場合。モーターがついた乗り物を操縦するための現地の有効免許を有さずに陸上または水上で操縦すること。当該地域に道路が存在しない場合を除き、オートバイ、スノーモービル、その他の車両に乗り、未舗装の場所を走行したりレースをするなど、移動した場合。
- お客様**が、軍の構成員としての訓練中または軍務に就いている間、または何らかの武力紛争に能動的に参加している間、または犯罪活動に関わった際に被った**傷害**または**疾病**。ただし、**お客様**が能動的に参加していない軍事行動が直接原因となり**お客様**が負った**傷害**で、戦争行為の開始から48時間以内に発生した事故であれば、それが原因で発生した費用は補償されます。
- 各種利息、融資費用または遅延料金。
- なんらかの形態の**保険**、補償、保障制度の**保障対象**であるか、または第三者が賠償責任を負う**傷害**または**疾病**。
- 本国政府**が渡航中止勧告を発表した目的地的に移動中の**傷害**または**疾病**。

17. **医師**または医療従事者の医学的な助言に反しての旅行、または**治療**を受ける目的での旅行、もしくは**被保険者**が**保障期間前**に末期の**予後診断**を受けた上で旅行した場合。

18. **被保険者**が**医師**の助言、治療、または推奨される治療を受けない、従わないことにより発生する費用。

一般担保からの除外

弊社は、緊急事態の後、**お客様**が**診療**または**病院**やその他での**医療サービス**を受ける前もしくは後に、**お客様**を**本国**に送還するための交通手段を手配する権利を留保します。**お客様**が医学的に渡航可能であると**請求代行会社**が宣告したにも関わらず、**お客様**が帰国を拒否した場合、**弊社は**帰国しないことに起因するか、直接もしくは間接的に関連する継続的な費用、再発、または合併症については一切お支払いしません。

賠償責任の制限

保険会社、保険事務代行会社、および/または請求代行会社は、利用可能な**診療**の存在、その質や結果、または**お客様**が**診療**や交通手段を調達できないことに関する責任は負いません。また、サービス提供者の過失、不正行為、または不作為に関する責任も負わないものとします。

一般条件

契約：この保険契約は**申込書**、本約款、発行時に本契約に添付された全文書、および本契約の発行後に書面により合意された契約の改訂により構成されており、いかなる代理人も、契約を変更したり条項を免除する権限を有しません。

権利の放棄：**保険会社**は、**保険会社**の署名がある免責書に放棄が明示的に記載されている場合を除き、本契約の条件の全体または一部を放棄したとは見なされないものとします。

申込書の副本：**保険会社**は、**被保険者**から要求があった場合、契約に基づき、**申込書**の複写を提供するものとします。

保険料のお支払い：**お客様**が保険に申し込む時点で保険料全額のお支払いが必要です。申し込まれた**保障**に対する保険料の支払額が誤っている場合、その理由の如何を問わず、**弊社**はa) 差額の請求・回収、b) 保険料の過少分を回収できない場合には**保障期間**の短縮、またはc) 過大な支払いの払い戻しを行います。**お客様**のお支払いの決済が金融機関により拒否された場合は、その理由の如何を問わず、**保障**が無効になります。保険料は、**お客様の保障**申込日における最新の保険料率を使用して、**保障開始日**における**お客様の年齢**で計算されます。**弊社**はいかなる**保険申し込み**も拒否する権利を留保します。

契約または保険の重複：**被保険者**1名に対して複数の契約が発行された場合、いかなる時点においても給付金は単一の契約の最大給付金に限定されるものとし、保険料の重複分は払い戻されるものとします。

不実告知または非公開：**被保険者**が損害の前後を問わず、**本保障**や**保障対象**に関して重要な事実や状況、または**本保障**における**被保険者**の利益を隠蔽したり不実申告した場合、または**被保険者**の詐欺もしくは偽証があった場合、**本保険契約**による**保障**はすべて無効になるものとします。

重要な事実：**本契約の申し込み**時点における**被保険者**のいかなる申告も、**申込書**または**保険**引き受け可能性の証拠として提出されたその他の書面による申告や回答に記載されていない限り、**本契約**下の**保険金請求**を正当化するため、または**本契約**を回避するために使用することはできないものとします。

準拠法：**本契約**は、**本契約**の発行地であるカナダのオンタリオ州の法律に準拠しています。**本契約**下の**保険金請求額**の回収に関して行われる**保険会社**に対する訴訟または裁判は、すべてカナダのオンタリオ州における提訴が必要であり、訴訟原因が発生した日付から2年以内に開始されなければなりません。**本契約**に記載の本項以外の条項に関わらず、**本契約**は**事故・疾病**保険の契約に関する「**保険法**」の法定条件が適用されます。

給付金の支払い：**お客様**が給付金受領の権利をサービス提供者や、他の指名を受けた譲受人に譲渡した場合を除き、給付金は全額が**お客様**に給付されます。**被保険者**が死亡した場合には、**被保険者**が指定した受取人に全給付金額が支給されます。**被保険者**により受取人が指名されていない場合には、以下に示す優先順位に従って生存中の受取人に給付金が支給されます：

- 被保険者**の配偶者
- 被保険者**の子供、複数人の場合は共同で
- 被保険者**の両親、共に存命中の場合は両親共同で、どちらか一方のみ存命している場合はその親
- 被保険者**の兄妹姉妹、共同で
- 被保険者**の遺産財団

保険給付金の支払いは利息の支払いに対しては適用されません。**本契約**は支給可能な金額を限定する可能性がある条項を含みます。

通貨：保険料額、**最大給付金額**、および給付金支給額の通貨単位はすべてカナダドルに記載されています。補償目的に関し、外貨の為替レートは費用が支払われた日に決定され、かつ**請求代行会社**が選択した金融機関により提示されるレートとします。**弊社**が給付金請求に対する支払いを行う際、**弊社**は損害が生じた現地の通貨での支払いを選択できるものとします。

給付金の調整：**本契約**における給付金は、公的医療保険、団体型・個人型の**事故疾病**保険または**医療/保健保障**の追加プラン、自動車保険または給付金プラン、住宅・テナント保険またはその他のマルチリスク保険、クレジットカード付帯保険、およびその他の旅行保険を含み、かつこれらに限定されない、**お客様**が請求権を有する有効で回収可能なあらゆる**保険契約**または**保険プラン**の下で利用可能な給付金を超過して支給されます。**本契約**下の支給は、類似する**保障**を提供するほかの**保険プラン**との調整の上、すべての**保険契約**または**保険プラン**の下で支給義務が生じる給付金の合計が当該の**保障対象**の発生費用額の100%を超えないように行われます。

当社および請求者の権利：**お客様**は**本保険契約**の購入により、**お客様**または**お客様の代理人**により提出された**保険金請求**の妥当性を判断する目的で、有資格の**医師**、**歯科医師**、**医療従事者**、**病院**、**クリニック**、**保険会社**、個人、機関またはその他のサービスの提供者から、**お客様**に関する記録および情報を入力する権利を**弊社**に提供することに同意したものとします。

一般条件 (続き)

被保険者による解約: 被保険者は、保険会社の代理を務める**保険事務代行会社**への書面による解約の通知、または委任代理者 (例: 学校または組織) への同通知の届出により、本契約をいかなる時点においても解約することができます。医療上の理由で本保険が**保障開始日**前に解約された場合、**被保険者**や、該当する場合は**被保険者**の委任代理者は、保険料の全額払い戻しを受けるものとします。本保険がその他の理由で解約された場合には、25ドルの事務手数料が請求される場合があります。本保険が**保障開始日**の後に解約された場合は、保険金請求がすでに発生しているか、または給付支給済みもしくは処理中でない場合に限り、**弊社**は未使用の**保障**に対する保険料のお支払額から事務手数料25ドルを差し引いた金額を払い戻します。払い戻しにはすべて待機期間が発生します。

払い戻し: 10日間のクーリングオフ期間を除き、払戻金は**お客様の**書面による要請の消印の日付または**保険事務代行会社**が当該要請をファックスまたは電子メールで受領した日付に基づき按分計算され、最小払戻金額が10ドルであることを条件とします。カナダに帰国するカナダ国籍の方の90日間公的医療保険制度代替**保障** (Government Health Insurance Plan [GHIP]) に関しては、払戻金の支払いはありません。本保険契約は譲渡できません。

保険会社による解約: (1) **保険会社**は、**被保険者**への書面による解約の通知により、本契約をいかなる時点においても解約することができます。給付支給済みまたは処理中の保険金請求が発生していない場合、未使用の保険料は払い戻されます。(2) 解約通知は**被保険者**への郵送、ファックスもしくは電子メールによる送信、または**申込書**の送付がほかの当事者もしくは代理者により行われた場合は、当該当事者もしくは代理者への郵送、ファックスもしくは電子メールにより解約を通知することができます。(3) 当該解約通知は、郵送、ファックスまたは電子メールによる通知の送信日付を発効日として、その5日後に解約されるものとします。

求償権 (回収の権利): **お客様**または**お客様の**代理者への給付済み給付金が本契約の条項で認められた金額を超えている場合、または事務や管理上の誤りによる給付が発生した場合、**弊社**は**お客様**または当該の給付を受けた機関、**保険会社**、その他の組織もしくは当事者からも当該金額を回収する権利を留保します。本契約下で支給が行われた場合、**弊社**は本契約下の保険金請求の発生を負う第三者に対して**お客様の**名義で訴訟を起こす権利を有します。**弊社**または**弊社**の指定代理人は、代位求償の全権利を有するものとします。**お客様**は当該権利を害するいかなる行為も行わないものとし、責任を負う第三者に対する訴訟を起こす上で必要な書類への署名、記入および提出に同意することにより、**弊社**もしくは**弊社**の指定代理人と十分協力するものとします。

契約期間の延長: 本約款の下で認められる最長**保障期間**は、**保障期間**が延長される場合も含み、**保障開始日**から連続する365日間です。延長の要請は、**お客様の**既存の**保険の保障終了日**の7営業日前までに、**保険事務代行会社**に対して行う必要があります。**お客様の**金融機関によりお支払いの決済が拒否された場合は、本保険契約の**保障期間**の延長は無効となります。**保険事務代行会社**または**保険会社**はいかなる延長も拒否する権利を有します。**被保険者**が請求した保険金を受領した場合、請求対象の症状を除外して延長が許可される場合があります。

保障の自動継続: **被保険者**に全く起因しない理由による**被保険者**の回避不可能な遅延があった場合、**保障期間**終了後、本保険契約は追加の保険料なく、以下の期間を超えない範囲で自動的に有効に継続します。
a) 有償乗客として認可公共交通機関で、または私用車両で移動中に遅延が発生し、当該遅延が機械的な故障、交通事故、もしくは悪天候によるものである場合は72時間
b) 病院の入院患者としての収容期間 (当該収容期間が精神科への入院の最長限度を超える場合を除く) または**請求代行会社**が承認する医学的理由 (精神医学的症状を除く) で**お客様の**移動が不可能な期間。病院退院時、または移動するための医療上の許可が下った時点から、さらに72時間の延長が認められます。

通知および請求内容の証明: **被保険者**、請求権を有する受取人、またはいずれかの代理者は、(a) 記入済みの請求フォームを含む保険金請求を書面にて通知し、原本と全ての請求を**保険会社**の代理を務める**請求代行会社**または**保険事務代行会社**、**保険会社**の代理を務める者に配達か郵送し、**事故**、**傷害**、**疾病**、**障害**により本保険契約下で保険金請求が発生した日から30日以内にそれが行われるものとします。(b) **事故**、**傷害**、**疾病**、**障害**により本保険契約下で保険金請求が発生した日から90日以内に、**請求代行会社**または**保険事務代行会社**に対し、**事故**の発生または**傷害**、**疾病**、**障害**の発症ならびにその結果生じた損失およびそれに伴う請求者の支払受給権に関して、状況が許す限り合理的に可能な証明を提供し、かつ(c) **請求代行会社**または**保険事務代行会社**に要求された場合には、本保険契約下で請求可能な**事故**、**傷害**、**疾病**、**障害**の原因または内容に関する妥当な証明書を提出するものとします。上記の「**障害**」給付金は、「**事故**による死亡および四肢切断に対する**保障**」によって支払われる給付金を指します。

通知または証明の不履行: 上記の期間内に保険金請求を通知または請求内容の証明を提供しなかった場合も、当該の通知または証明を合理的に可能な限り早急に提出すれば、保険金請求が無効となることはありません。その際は、事件もしくは**事故**の日付または**傷害**、**疾病**もしくは**障害**により本保険契約下で保険金請求が発生した日付から1年以内に提供するものとし、所定の期間内に通知もしくは証明を提供することが合理的に可能ではなかったことを示す必要があります。

プライバシー/データ保護についてのお知らせ

弊社および**弊社**の**保険事務代行会社** (本項「個人情報の保護について」)においては、以下「**弊社**」と総称する)は、**お客様の**個人情報の保護に尽力しています。**お客様**は保険契約ご加入時に、**弊社**がこの「プライバシー/データ保護のお知らせ」に従って**お客様の**個人データの収集と処理を行うことに同意されているものとします。提供された情報は本契約下**お客様の**保障に関する資格の判断、保険リスクの査定、保険請求の管理および裁定、ならびに第三者への支払いの交渉および決済のみ使用されます。またこの情報は、保険金請求の裁定および処理のためにほかの**保険会社**、医療機関および公的医療保険等の第三者と共有される場合があります。**弊社**では、**お客様の**個人情報の収集と処理にあたって、プライバシー保護およびデータ保護に関する該当法規を遵守しております。**弊社**は**お客様の**個人情報の正確性、機密性、および安全性を保つため、厳重な注意をもって取り扱います。**弊社**の個人情報保護方針の詳細については、個人情報責任者の電話連絡先 +1 905-523-5587 または電子メール連絡先 privacy@oldrepublic-group.com までお問合せください。

緊急時の手順

24時間無料でご利用いただける緊急支援番号1-888-756-8428 (北米からかける場合) またはコレクトコールで+1 905-731-8291までご連絡ください。

1. 入院後24時間以内、または病状によりそれが不可能な場合は、合理的な範囲で出来る限り速やかにお電話が必要です。
2. 事前の承認を要する給付金の場合、すべてお電話が必要です。
3. 「小旅行」の場合、医療費が発生する前にお電話が必要です。

請求代行会社への所要の連絡が行われなかった場合、**弊社**の賠償責任は補償対象の発生費用の90%に限定されます。

請求内容証明用の書類は保険事務代行会社が提供: 保険金請求書はHealthcare Access Card (医療アクセスカード) の発行と共に提供され、全対象教育機関および組織にも提供されます。請求フォームが必要な場合は、**保険事務代行会社**がファックス、電子メールまたは郵送で**被保険者**に提供いたします。保険金請求書は**弊社**のウェブサイト www.guard.me からダウンロードできます。

調査権限: 本保険契約下での保険金の回収の前提条件として、(a) 請求者は**保険会社**に対し、本保険契約下の請求が処理中の間、合理的に必要な限りの時点および頻度で**被保険者**を調査する権限を与えるものとします。当該検査の**医師**および場所は**保険会社**の裁量により決定されるものとします。**被保険者**は検査に協力し、**医師**に完全な詳細情報を提供することに同意するものとします。当該**医師**は、治療担当**医師**からの見解と併せ、回復または治療を目的としてさらなるアドバイスを提供する場合があります。また、(b) **被保険者**が死亡した場合、**保険会社**は検死に関する管轄区の適用法令に準拠し、検死解剖を必要とする場合があります。

義務の不遵守: 次の場合、**弊社**は支給の制限または拒否を選択することができます。(a) **被保険者**または支払いに関わる当事者が義務の履行を怠り、それにより**保険会社**の利益を損なった場合。(b) 不正確または不適切な事実の提供、不実告知、または虚偽のデータの提供があった場合。(c) **被保険者**が**傷害**や**疾病**を被り、**被保険者**が直ちに**診療**を受け、**医師**の助言、処方、および指示をすべて遵守することが必要な場合。不遵守は支給の減額または拒否につながる場合があります。

保険金の支給期限: 本保険契約下で支払い義務が生じる給付金はすべて、**保険会社**が請求内容の受諾可能な証明の受領後、90日以内に支給されるものとします。

訴訟の制限: 本保険契約下の保険金請求額の回収を目的とした**保険会社**に対する訴訟は、保険金の支給義務が生じた日付またはもし当該保険金請求が有効であったなら支給義務が生じたはずの日付から2年経過した後は提訴できないものとします。

保険金請求手続き

1. **お客様**は、**病院**に入院する前ならびに下記の費用が発生する前に、書面による事前承認を得るため、下記の緊急支援電話番号に電話でご連絡していただく必要があります。
 - 高額な診断検査
 - 歯科
 - 手術
 - 航空機による移送
 - 家族の交通費
 - 本国送還/埋葬
2. **お客様の**GuardMe Healthcare Access Card (医療アクセスカード) を、**お客様の**医療サービス提供者に提示してください。
3. 初回診療時に、初発の**疾病**または**傷害**のそれぞれについて請求フォームに記入してください。可能な場合は、初回の予約診療時にその請求フォームを持参してください。将来に備え未記入の請求フォームのコピーを用意しておくか、または**お客様の**所属組織、もしくは**弊社**ウェブサイトwww.guard.meからも未記入の保険金請求書を手入できます。
4. 初回の医療費発生から30日以内にwww.guard.meにログインしウェブ上で保険金請求を行うか、以下の書類をご郵送ください:
 - 記入済みの保険請求フォーム
 - 料金請求明細書および領収書の原本
 - 各種診療報告書、救急診療報告書、ならびに既往歴・身体診察、手術、臨床検査、レントゲン検査、退院時の報告書を下記の住所に郵送してください:

GuardMe Claims
80 Allstate Parkway,
Markham, Ontario L3R 6H3 カナダ
書類のコピーを必ず保管してください。

5. 死亡時の請求の場合、保険金受取人が、有資格の他の人物がTravel Healthcare Insurance Solutions Inc. (トラベル・ヘルスケア・インシュアランス・ソリューションズ社) に電話して請求について通知する必要があります。請求の詳細を、**弊社**が認める死亡診断書か、その他の死亡証明書の原本と共に提出する必要があります。

損失が発生した日付から1年経過した後**弊社**に提出された保険金請求に関する賠償責任は負いかねます。

保険金請求は、請求フォームが完全に記入済みで、請求者の署名があり、**弊社**が何ら費用を負うことなく所要の書類の原本と共に提出されなければ、支払査定の対象となりません。

請求代行会社が料金請求書および領収書の原本をすべて受領するまで支給は行われません。

引受保険会社:
Old Republic Insurance Company of Canada
100 King Street West, 11th Floor
Hamilton, Ontario L8N 3K9 CANADA